

上場株式新税制

公開株式の譲渡益課税改正を内容とする新証券税制が、11月30日に施行されました。  
1.05% 源泉分離課税を2002年12月末廃止するかわりに、つぎの措置を設けています。

適用開始	とり扱い
緊急投資優遇措置： 2001年11月30日以後	2001年11月30日から2002年末までに購入した公開株式を保有して2005年から2007年末までの間に譲渡した場合：購入価額1,000万円までの株式に対する譲渡益が非課税
2003年1月以後は公開株式も申告分離課税のみ	1. 税率のひき下げ 公開株式譲渡益の税率 1年超保有株式の税率 10% (2005年末までの3年間) 1年内保有株式の税率 20% * 非公開株式の税率 従来どおり 26%  2. 2003年1月1日以降に発生する譲渡損失の繰越控除 公開株式の譲渡損失が生じた年の翌年以降3年間の繰越

\* 緊急投資優遇措置の適用要件

「特定上場株式等非課税適用選択申告書」を譲渡年分の確定申告期限までに税務署に提出。

< 譲渡時期のタイミング >

今後の株式譲渡は、保有期間・税率などを考慮する必要があります。

- 2002年12月末まで 1.05% 源泉分離課税を選択するか否か。  
1年超保有した株式の譲渡益が100万円未満なら、1.05%を選択しない。  
多額の譲渡損がでる場合、繰越控除を適用するため、譲渡を翌年にする。
- 2003年1月以降 保有期間1年以内20%と1年超10%により税率が異なるため、譲渡時期も考慮する。  
緊急投資優遇措置を利用する場合は、2005年まで譲渡を延ばす。

お見逃しなく！

- 2001年10月1日以後の株式譲渡から、1年超保有の公開株式の譲渡益100万円までの非課税制度は、2005年末の譲渡までです。
- 2001年9月30日以前から所有していた公開株式を、2003年から2010年末までに譲渡した場合、譲渡収入から控除できる取得原価を「2001年10月1日現在の終値の80%相当額」とすることができます(従来は、売買価格の5%)。  
相続・贈与により取得した株式で、被相続人・贈与者が2001年9月30日以前に取得していた場合も同様です。